



2026年5月14日

各位

会社名 セコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉田 保幸
(コード: 9735、東証プライム)
問合せ先 IR部長 余慶 徹
(TEL. 03-5775-8225)

株主提案に関する書面受領のお知らせ

当社は、2026年6月26日開催予定の第65回定時株主総会に関し、当社株主であるロンシャン・SICAV（代理人ダルトン・インベストメンツ・インク）から、2026年4月17日付の株主提案書（以下「本株主提案」といいます。）を受領しましたのでお知らせいたします。

本株主提案に対する当社取締役会の意見につきましては、慎重に検討・審議のうえ、決定次第、速やかに開示いたします。

本株主提案の内容

※提出された本株主提案の該当記載を原文のまま記載しております。

第1 提案する議題

- 1 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する定款変更の件
- 2 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由

- 1 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

以下の条項を当社の定款に追加で規定する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
(新設)	<u>第8章 開示</u>

	<p>(資本コストや株価を意識した経営に関する開示)</p> <p>第 51 条 当社は上場会社である限り、東京証券取引所が 2024 年 2 月 1 日に公表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」(以下、ポイントと事例)に基づく、取組み・開示内容の妥当性を検証し、当該ポイントと事例の項目に従った取組み内容をコーポレート・ガバナンス報告書及び当社のウェブサイトを開示する。</p>
--	--

(2) 提案の理由

弊社は 2023 年 3 月 31 日に東京証券取引所がプライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象として要請している「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」(以下「東証要請」)の趣旨に賛同しております。また、その対応が形式面にとどまらず実効性の高いものとなるために、2024 年 2 月 1 日に東京証券取引所が発表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」(以下「ポイントと事例」)に基づき、取組みを継続的に検証することが有効であると考えます。

当社は、東証要請に基づく開示は開示済となっており、2028 年 3 月期に ROE10%を目標として掲げるとともに、2022 年以降、資本効率の向上に向けた自己株式取得を継続して実施してきました。しかし、当社は、株主還元の金額規模を含む経営資源の配分方針や、ROE10%達成に向けた具体的な施策やその進捗、さらには ROE を要素ごとに分解した開示はなされておらず、投資者の視点を踏まえた開示としては不十分であり、開示の具体性及び実効性の観点から課題が認められます。

ポイントと事例では、「経営資源の適切な配分を意識した抜本的な取組み」や「中長期的に目指す姿と紐づけて取組みを説明」が求められています。単に目標数値を示すだけでなく、その達成に至る具体的な道筋を明確に示すことが重要です。当社においては、ROE を構成する要素ごとに分解したうえで将来目指すバランスシートの姿を検討し、成長投資及び株主還元を含むキャッシュアロケーションの方針を明確に開示するとともに、各取組みが目標の実現にどのように結びつくのかを具体的に示すことが求められます。当社がこれらの具体的な内容を開示することによって、東証要請の趣旨に沿った中長期的な企業価値向上に向けた取組みが明確となり、株主・投資者の期待に応えることが可能になると考えます。

2 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第 13 条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
（定時株主総会の基準日） 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 <u>2（新設）</u>	（定時株主総会の基準日） 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5 月 15 日</u> とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u>

(2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は 3 月 31 日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより 6 月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会后または総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を 5 月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書および関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関およびアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本変更は副次的効果として、これまで過度に集中してきた 6 月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多

くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、弊社が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

以上